

事務連絡

平成30年11月1日

都道府県建築行政担当部局 御中

国土交通省住宅局建築指導課
市街地建築課

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律
並びに関連する政令及び告示の施行について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成30年法律第32号）が平成30年5月25日に公布されたところであるが、今般、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（平成30年政令第297号）により、同法の規定の一部が平成30年11月1日（他の規定は平成31年4月1日）から施行されることとなった。

また、あわせて、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成30年政令第298号）、及び移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（平成30年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号）についても、同年11月1日（一部の規定は平成31年9月1日）から施行されることとなった。法改正及び政令改正の内容のうち、建築物に係る主な部分については下記のとおりである。

貴職におかれては、貴管内所管行政庁に対しても、この旨周知方願いする。

記

第1 高齢者、障害者等が施設を円滑に利用するために必要となる情報の提供（法第10条、第11条、第13条及び第14条関係）

（平成30年11月1日施行）

道路管理者、路外駐車場管理者等、公園管理者等及び建築主等は、これらの者が管理等する新設特定道路、新設特定路外駐車場、新設特定公園施設及び新築特別特定建築物（法第14条第3項に基づく条例において特別特定建築物に追加された特定建築物を含む）について、高齢者、障害者等に対し、これらの者が当該新設特定道路等を円滑に利用するために必要となる情報を適切に提供するよう努めなければならないものとする。

第2 協定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定等（法第22条の2関係）

（平成31年4月1日施行）

1 建築主等は、一定の要件に適合する建築物特定施設と一体的に利用に供しなければ公共

交通移動等円滑化基準に適合させることが構造上その他の理由により著しく困難であると主務大臣が認める旅客施設の敷地に隣接し、又は近接する土地において当該建築物特定施設を有する建築物（以下「協定建築物」という。）の建築等をしようとするときは、協定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができるものとする。

- 2 所管行政庁は、1の計画が一定の基準に適合すると認めるときは、認定をすることができるものとする。
- 3 2の認定を受けた計画に係る協定建築物について容積率に係る特例を設けるものとする。

※ 計画の作成・申請の手続き等の詳細や対象となる協定建築物特定施設の構造及び配置の基準については、省令において規定する予定。

第3 市町村による移動等円滑化の取組強化及び情報の収集、整理及び提供（法第24条の2、第24条の7及び8、第40条の2第1項及び第2項関係）

（平成30年11月1日施行）

- 1 市町村は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内の移動等円滑化促進地区について、移動等円滑化促進方針を定めるよう努めるものとする。
- 2 移動等円滑化促進方針又は基本構想には、移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項を定めることができるものとする。
- 3 移動等円滑化促進方針又は基本構想において、市町村が行う移動等円滑化に関する情報の収集、整理及び提供に関する事項が定められたときは、市町村は、当該移動等円滑化促進方針又は当該基本構想に基づき移動等円滑化に関する事項についての情報の収集、整理及び提供を行うものとする。
- 4 建築主等は、3の情報の収集、整理及び提供を行う市町村の求めがあったときは、高齢者、障害者等が特別特定建築物を利用するために必要となる情報を当該市町村に提供しよう努めなければならないものとする。

第4 ホテル又は旅館の車椅子利用者用客室の設置基準の見直し（令第15条第1項関係）

（平成31年9月1日施行）

2,000平方メートル以上のホテル又は旅館を建築（新築、増築、改築）する場合に、建築する客室の総数が50以上のときは、車椅子利用者用客室を当該客室総数に100分の1を乗じて得た数以上設けることとする。

第5 認定協定建築物の容積率の特例（令第24条関係）

（平成31年4月1日施行）

認定協定建築物の容積率の算定に算入しないこととする床面積は、認定協定建築物の延べ面積の10分の1を限度として、国土交通大臣が定めるものとする。

※ 協定建築物特定施設のうち、通常の建築物の建築物特定施設の床面積を超えることとなるものとして、告示において規定する予定。

第6 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他移動等円滑化の促進に関する事項

(平成30年11月1日施行)

1 国の責務及び講ずべき措置（告示 第5号1(2)関係）

建築物の移動等円滑化に関して、国は、地方公共団体が、条例を定めることにより、義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化を行っている状況について、地方公共団体に対して情報提供するものと規定。

※ 既に策定された条例に関する情報を横展開するため、各地方公共団体におかれては、条例を策定された際に、国土交通省への情報提供をして頂きますようお願い致します。

2 地方公共団体の責務及び講ずべき措置（告示 第5号2関係）

地方公共団体が所要の事項を条例に定めることにより、対象区域を設定して義務付け対象となる用途の追加及び規模の引下げ並びに基準の強化をすることで地域の実情に応じた建築物の移動等円滑化を図ることが可能であることを明記。